報道機関各位

青森県選挙管理委員会事務局

大鰐町議会議員一般選挙における当選の効力に関する 審査の申立てに係る裁決について

令和4年12月4日執行の大鰐町議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て2件(令和5年審査申立第1号及び第2号)について、当委員会は、本日付けで下記のとおり裁決を行いましたのでお知らせします。

記

1 令和5年審査申立第1号

(1)審査申立ての趣旨

審査申立人は、本件選挙における当選人竹内富士子氏(以下「申立人A」という。)であり、本件選挙における当選の効力に関する異議の申出について、大鰐町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が令和5年3月29日付けで行った申立人Aの当選を無効とする決定(以下「原決定A」という。)を不服として、当委員会に対し、原決定Aを取り消す裁決を求めて審査を申し立てたもの。

(2) 審査申立ての理由(概要)

寝食を含めた申立人Aの生活は主として大鰐町の自宅アパートで行われていたのであり、申立人Aの自宅アパートは「客観的に生活の本拠たる実体を具備」していたと言え、申立人の「住所」は自宅アパートであったと認定されるべきものである。原決定Aの判断は明らかに誤りであるから、速やかに取り消されるべきである。

(3) 主文

原決定Aを取り消す。

(4) 裁決の理由 (概要)

下記の理由により、申立人Aは、令和4年12月4日の時点で引き続き3か月以上、 すなわち令和4年9月4日から同年12月4日までの間(以下「本件期間」という。)、 大鰐町の区域内に住所を有していたと認められるので、本件選挙の被選挙権を有して いる。

(主な理由)

- ・ 大鰐町の自宅アパートにおける水道使用量及びガス使用量は本件期間を通じて弘前 市の持ち家と同程度か弘前市の持ち家を上回っている。
- ・ 大鰐町の自宅アパートにおける電気料金は弘前市の持ち家や一般的な単身世帯の平

均と比べて相当少ないが、夜及び朝の電気使用量の動きを検証したところ、大鰐町の自宅アパートで寝起きしたと推認される日が本件期間92日のうち65日となっている。

・ 申立人Aは、宗教活動や議会の準備などのために弘前市の持ち家を訪れていたと説明しており、本件期間における生活の実態として、日中は弘前市の持ち家を中心に活動し、夜は大鰐町の自宅アパートに帰り寝泊まりしていたと考えるのが整合的である。

2 令和5年審查申立第2号

(1) 審査申立ての趣旨

審査申立人は、本件選挙における当選人幸山市雄氏(以下「申立人B」という。)であり、本件選挙における当選の効力に関する異議の申出について、町委員会が令和5年3月29日付けで行った申立人Bの当選を無効とする決定(以下「原決定B」という。)を不服として、当委員会に対し、原決定Bを取り消す裁決を求めて審査を申し立てたもの。

(2) 審査申立ての理由 (概要)

町委員会は、本件選挙の期日までの間、申立人Bが「引き続き3か月(令和4年9月4日から同年12月4日まで)以上大鰐町に住所を有していない」と判定しているが、誤りである。

(3) 主文

本件審査の申立てを棄却する。

(4) 裁決の理由 (概要)

下記の理由により、申立人Bは、令和4年12月4日の時点で引き続き3か月以上、 すなわち本件期間、大鰐町の区域内に住所を有していたとは認められず、本件選挙の 被選挙権を有していない。

(主な理由)

- ・ 大鰐町の自宅における光熱水費の状況は電気料金や水道使用量が一般的な単身世帯 の平均と比べて相当少ない。
- ・ また、夜間から朝にかけて電気使用量の有意な動きが見られる日が少なく、申立人 Bの証言を最大限考慮してもなお、水道の使用量は生活に最低限必要な水量を大きく 下回っている。
- ・ これらの状況からみて、申立人Bが大鰐町の自宅で寝泊まりしたのは本件期間のうち半数を下回ると推認される。

報道機関用提供資料	
担当課	選挙管理委員会事務局
担当者	選挙グループ 川田副参事、阿保主査
電話番号	直通:017-734-9076
	内線:5363、5364
事務局長	星 康二郎 内線:2110